# 科学研究費助成事業 研究成果報告書

令和 6 年 6 月 1 7 日現在

機関番号: 32685

研究種目: 基盤研究(C)(一般)

研究期間: 2019~2023

課題番号: 19K01065

研究課題名(和文)ブルボン公とフランス国王とのコミュニケーションからみる中近世フランス国制の変遷

研究課題名(英文) The changes in the French state system in the middle and early modern period in the context of the communication between the Duke of Bourbon and the King of

France.

### 研究代表者

上田 耕造 (UEDA, Kozo)

明星大学・教育学部・教授

研究者番号:10760621

交付決定額(研究期間全体):(直接経費) 1,600,000円

研究成果の概要(和文):15世紀から16世紀初頭にかけて、ブルボン公は王権の勢力下に取り込まれていく存在とされる。こうした見解に対して、本研究では、ブルボン家財産継承の場面に焦点を当て、そこでの両者のコミュニケーションから、当該期における両者の関係を明らかにしようとした。1400年にブルボン公は、所領の拡大を王に認めてもらうべく、直系男子の後継者が断絶した際、全ての所領を王に委譲する約束した。しかし、この約束は守られなかった。両者の政治的な立場や利害を踏まえた上で先の約束は変更され、所領は直系から傍系へ、男系から女系へと継承されていった。以上から、両者の関係は単純な支配・被支配の関係ではないことが明らかになった。

研究成果の学術的意義や社会的意義中世後期のフランスは、近世における絶対王政確立に向けた過渡期と位置づけられる。こうした見解のもと、中世後期において王権は拡大する一方で、諸侯勢力は衰退し、王権の統制下に組み込まれていくとされる。本研究で明らかにしたのは、当該期において諸侯は王権の拡大に対して抵抗する力を保持していたこと、また、中世後期から近世初期にかけてのフランス王国は、こうした諸侯とフランス王とが、コミュニケーションをとり、両者の立場や権利を確認し合う形で一つのまとまりを維持していたことを明らかにした。本研究の成果は、従来の中世後期フランス国制の捉え方に変化を促し、ひいては近世の絶対王政の捉え方にも影響を及ぼすであろう。

研究成果の概要(英文): From the 15th to the beginning of the 16th century, the Duke of Bourbon is considered to be an entity that was incorporated into the royal power. In contrast to this view, this study focuses on the succession of the Bourbon estates and attempts to clarify the relationship between the two sides during this period, based on the communication between them. In 1400, the Duke of Bourbon promised to give all his estates to the king when the lineal male heirs ceased to exist, in order to obtain the king's approval for the expansion of his estates. However, this promise was not kept. Based on the political positions and interests of both parties, the earlier promise was changed, and the possessions passed from the direct line to the collateral line, and from the male line to the female line. From the above, it is clear that the relationship between the two was not a simple dominion relationship.

研究分野:中近世フランス史

キーワード: ブルボン公 中世後期フランス 近世フランス フランソワ1世 ブルボン公シャルル3世 フランス 王 諸侯国家 遺言書

科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施や研究成果の公表等については、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属します。

### 1.研究開始当初の背景

研究史において、中世後期から近世初期にかけてのフランスは、絶対王政の確立に向けた過渡期として位置づけられ、王権が拡大していく時期と捉えられる。その中で、諸侯は王権の統制下に徐々に取り込まれていく存在として扱われる。しかし、15世紀から 16世紀初頭にかけての諸侯は、王権からの自立性を保持し続けていた。例えば、国王が諸侯の王国内での立場や既得権を侵害しようとした際、彼らは連携して抵抗運動を行い、自らの立場や既得権を確保した。確かに、15世紀末からブルゴーニュ公やアンジュー公、ブルターニュ公の所領が、男子後継者不在の問題と関わり、王領に統合され、フランス王の支配は地方へと拡大していった。そして 1523年にはブルボン公による反乱計画が漏洩し、ブルボン公自身が神聖ローマ皇帝カール 5世のもとへと逃亡したことで、ブルボン公の所領は全て没収される。こうしてフランス内における諸侯勢力は姿を消し、王によるフランス王国の統合が進んだ。しかし、国王による諸侯領の統合は、結果論であり、一方的に王が諸侯を統制下におさめた成果ではない。つまり、諸侯側の視点に立つと、中世後期から近世初期にかけて、王権側が一方的に諸侯を自らの勢力下に取り込んだという見解は、適切ではないといえる。

### 2.研究の目的

中世後期から近世初期にかけての諸侯と王権との具体的な関係を明らかにし、当該期におけるフランス国制の特徴を浮かび上がらせることが、本研究の目的である。王権が諸侯を一方的に勢力下に取り込むという見解は、諸侯側の視点に立つと妥当性を得ない。では、当該期に諸侯と国王とは、具体的などのような関係性を築き上げていたのであろうか。様々な場面における諸侯と国王とのコミュニケーションに注目しつつ、両者が互いの立場をどのように認識していたのかを考察し、両者の具体的な関係性を明らかにしていく。

本研究において、諸侯の事例として注目するのがブルボン公である。ブルボン公は、フランス内における古参の諸侯である。15世紀後半にブルゴーニュ公やアンジュー公の家系が断絶し、領地が王領化されていく中で、ブルボン公の家系は16世紀初頭まで存続し、最終的にはブルボン家の所領が王領に統合されたことで、フランス王国の統合は大きく進むことになる。つまり、中世後期に台頭した諸侯勢力の最後の一人がブルボン公である。そのブルボン公は最終的に反乱計画をたて、それが失敗し、所領が没収されることになるが、その背景や過程で、両者はどのようなコミュニケーションをとり、どのような関係性を築き上げていたのかを具体的に探っていく。

### 3.研究の方法

ブルボン公とフランス王とのコミュニケーションに注目しつつ研究を進める。15 世紀末から16 世紀初頭において、ブルボン公とフランス王とは関係が深かった。一方でブルボン公は、自らの立場や権利が国王によって脅かされた際には、武力を持って抵抗することもあった。それゆえ、ブルボン公とフランス王とは、様々な場面でコミュニケーションをとることになるが、本研究では、1523 年に画策されたブルボン公シャルル3世のフランス王に対する叛乱の場面における両者のコミュニケーションと、ブルボン家財産継承の場面における両者のコミュニケーションに着目しつつ、ブルボン公とフランス王が、当該期において具体的にどのような関係性を築き上げていたのかを明らかにする。

シャルル3世の反乱計画に関しては、反反乱を具体的に練り上げていく過程と、シャルル3世が、どのような条件のもとでヘンリ8世やカール5世に反乱への協力をしてもらうことになったのかを明らかにしていく。こうして、シャルル3世が抱える不満やの反乱の目的を確認しつつ、これに対してフランソワ1世が、どのような態度を示したのか、どのような言葉をシャルル3世へ投げかけたのかを明らかにすることで、当該期における両者の関係性が浮かび上がってくるはずである。

ブルボン家財産継承の場面に関しては、シャルル3世、そして妻のシュザンヌの遺言書、そしてブルボン家財産継承に関わる証書などを利用していく。ブルボン家の所領には親王領が含まれている。親王領は直系男子の後継者が途絶えた際には、国王に変換しなければならない規定であった。しかし、ブルボン家の所領は、直系から傍系、男性から女性へと継承されていく。つまり、王から特例を受けて、ブルボン家の所領はブルボン家の者たちによって継承されていったのだが、こうした例外規定がブルボン公とフランス王との間で、どのようにして決められていったのかを、遺言書作成の背景の分析や証書の分析から明らかにしていく。

### 4. 研究成果

ブルボン公シャルル3世の反乱の場面における国王とブルボン公とのコミュニケーションに関しては、シャルル3世が反乱計画を練り上げていく過程の分析、シャルル3世の反乱計画に参加した勢力の分析、反乱を計画するまでのシャルル3世とフランス王フランソワ1世との関係の分析、そしてシャルル3世の反乱に対するフランソワ1世の対応の分析など、様々な側面から検討を試みた。その結果、シャルル3世のフランス王国内における立場をめぐって、両者の間でコミュニケーションの齟齬があったこと、また、フランソワ1世のシャルル3世に対する嫉妬や負の感情があったことが明らかになった。シャルル3世の反乱計画に加担した人物に関する分析においては、イングランド王へンリ8世、神聖ローマ皇帝カール5世、サヴォワ公、マントヴァ侯など、様々なフランス外の勢力と手を組み、反乱を起こそうとしていたことがわかった。その背景には、フランス国内の諸侯の数が減少していたこと、また、諸侯以外の上級貴族層は、王の支援にまわっていたことがあったが、一方でこうしたフランス外勢力とも協力関係を結ぶことができたここそが、当該期におけるブルボン公が、王権に引けを取らない存在であったことをよく示しているといえる。

一方、ブルボン家財産継承の場面におけるブルボン公とフランス王とのコミュニケーションに関しては、ブルボン家財産継承の内容が記された遺言書などを分析しつつ、15世紀から16世紀初頭までのブルボン公とフランス王との関係をあきらかにする研究を進めた。1400年にブルボン公は、所領拡大を王に承認してもらうために、直系男子の後継者が途絶えた際には、所領は全て国王に委譲する契約を行った。しかし、その後、ブルボン家の直系は1488年に断絶し、そして男子の後継者も1503年には不在となるが、国王は、1400年に定めた規定の例外措置を決め、直系から傍系、そして男子から女子への財産相続を認めた。15世紀末から16世紀初頭にかけて、ブルボン公は、フランスの行政や軍事の面で欠かすことのできない存在となっていた。それゆえ、ブルボン公は、フランスの行政や軍事の面で欠かすことのできない存在となっていた。それゆえ、ブルボン公の財産継承に関しては、こうしたブルボン公の王国での立場、そしてブルボン公側の財産を自らの家系に残したいという主張が考慮されて、例外規定が認められることになった。つまり、ブルボン家財産継承におけるブルボン公とフランス王との関係を考察してみると、15世紀から16世紀初頭にかけて、両者は互いの立場や権利を認め合う協調関係を築いていたといえる。

しかし、1523 年にシャルル3世が反乱を計画した際に、両者の協調関係はバランスを崩しつつあった。つまり、15世紀から16世紀初頭まで、ブルボン公とフランス王との間で継続されてきた協調関係は。1523年の時点で一つの転換期を迎えていることがわかる。

### 5 . 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計0件

〔学会発表〕	計3件(うち招待講演	0件/うち国際学会	0件)
1.発表者名			
Kozo UEDA			

## 2 . 発表標題

The escape of Charles III, Duke of Bourbon across the Alps: The Duke of Bourbon's network in the early 16th century

### 3.学会等名

Spatial and Social Mobilities in the Medieval and Early Modern Alpine Regions: Political, Religious, and Social Dynamics in Boundary Areas

4 . 発表年

2023年

# 1.発表者名 上田耕造

# 2 . 発表標題

ブルボン家の結婚関連文書と遺言書:15世紀末から16世紀初頭におけるブルボン家のネットワーク

### 3.学会等名

中世フランス国家史研究会

### 4.発表年

2022年

### 1.発表者名

Kozo UEDA

### 2 . 発表標題

he action of the Duke of Bourbon across boundaries : The mobility of French princes in the early 16th century

# 3 . 学会等名

Spatial and Social Mobilities in the Medieval and Early Modern Alpine Region

4.発表年

2024年

〔図書〕 計5件

ζ

1 . 者者名   中野 隆生、加藤 玄 		4 . 発行年 2020年			
2.出版社		5.総ページ数			
明石書店		388			
3 . 書名 フランスの歴史を知るための50章					
1 . 著者名 堀越 宏一		4 . 発行年 2020年			
2.出版社 清水書院		5.総ページ数 376			
3 . 書名 侠の歴史 西洋編 下					
1.著者名 金澤 周作、藤井 崇、青谷 秀紀、	古谷 大輔、坂本 優一郎、小野沢 透	4 . 発行年 2020年			
2.出版社 ミネルヴァ書房	5.総ページ数 340				
3 . 書名 論点・西洋史学					
1 . 著者名 スティーヴン・スレイター、朝治 啓	4 . 発行年 2019年				
2. 出版社 創元社	5.総ページ数 256				
3.書名【図説】紋章学事典					
〔産業財産権〕					
〔その他〕					
- 6.研究組織					
0 · 切九組織 氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考			

## 7.科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------